

確認書

1. 私は、貴社より提供を受けた「デリバティブ取引に係る注意喚起文書」、「シストレ 24 MirrorTrader 取引説明書（契約締結前交付書面）」および「シストレ 24 MirrorTrader 取引契約約款」の内容を熟読し、十分理解しています。
2. 私は、本取引の仕組みを十分理解しています。
3. 私は、本取引が元本および利益が保証された取引ではなく、多額の利益を得られる可能性がある半面、多額の損失を被る危険を伴う取引であることを理解しています。
4. 私は、本取引が少額の資金で多額の取引を行うことができるレバレッジを用いた取引であるため、預託した証拠金の額を上回る損失を被る可能性があることを理解しています。
5. 私は、本取引がロスカットルールにより、自動的に全建玉が強制決済される場合があることを理解しています。（取引説明書「2. (4)⑧ロスカットルール」／契約約款「第 13 条」参照）
6. 私は、本取引で仮に米ドル円の 1 万通貨の取引を行った場合、為替相場が 1 円変動すると 1 万円の差損益金が発生することを理解しています。
7. 私は、本取引が私と貴社の相対取引であり、為替レートがテレビやインターネット等その他のレートとは一致しないことを理解しています。
8. 私は、本取引のリスクが、取引説明書「6. シストレ 24 のリスクについて」記載のリスクがすべてではないことを理解しています。
9. 私は、私（法人の場合には、当該法人の役員等を含む。）が反社会的勢力でないことに関し、以下の①から③をそれぞれ確約します。
 - ①現在、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、社会運動標榜ゴロその他の反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
 - ②自らまたは第三者を利用して、次に該当する行為等を行わないこと。
 - (1) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (2) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (3) 風説を流布し、偽計または威力を用いて貴社の信用を毀損する行為
 - (4) 貴社の業務を妨害する行為
 - ③①のいずれかに該当し、もしくは②のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、取引が停止され、または口座が解約されても異議申立てを行わないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、すべて私自身の責任とすること。

以上